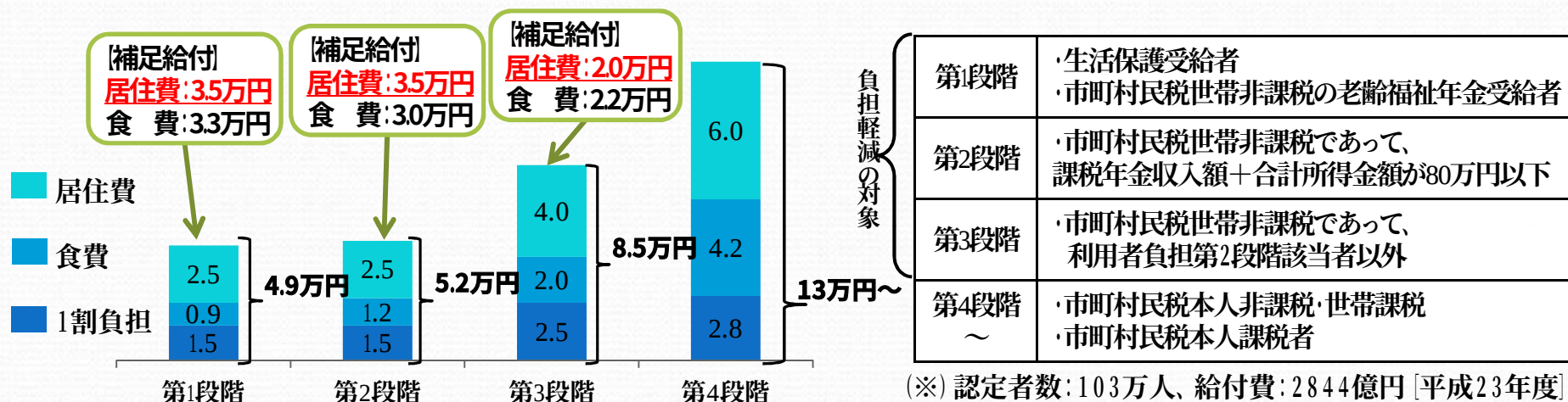


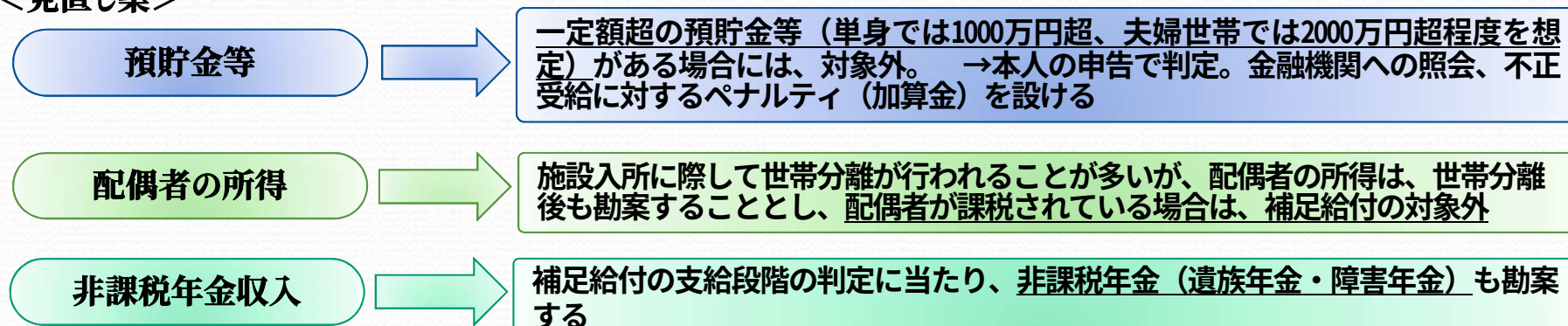
補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞※ ユニット型個室の例



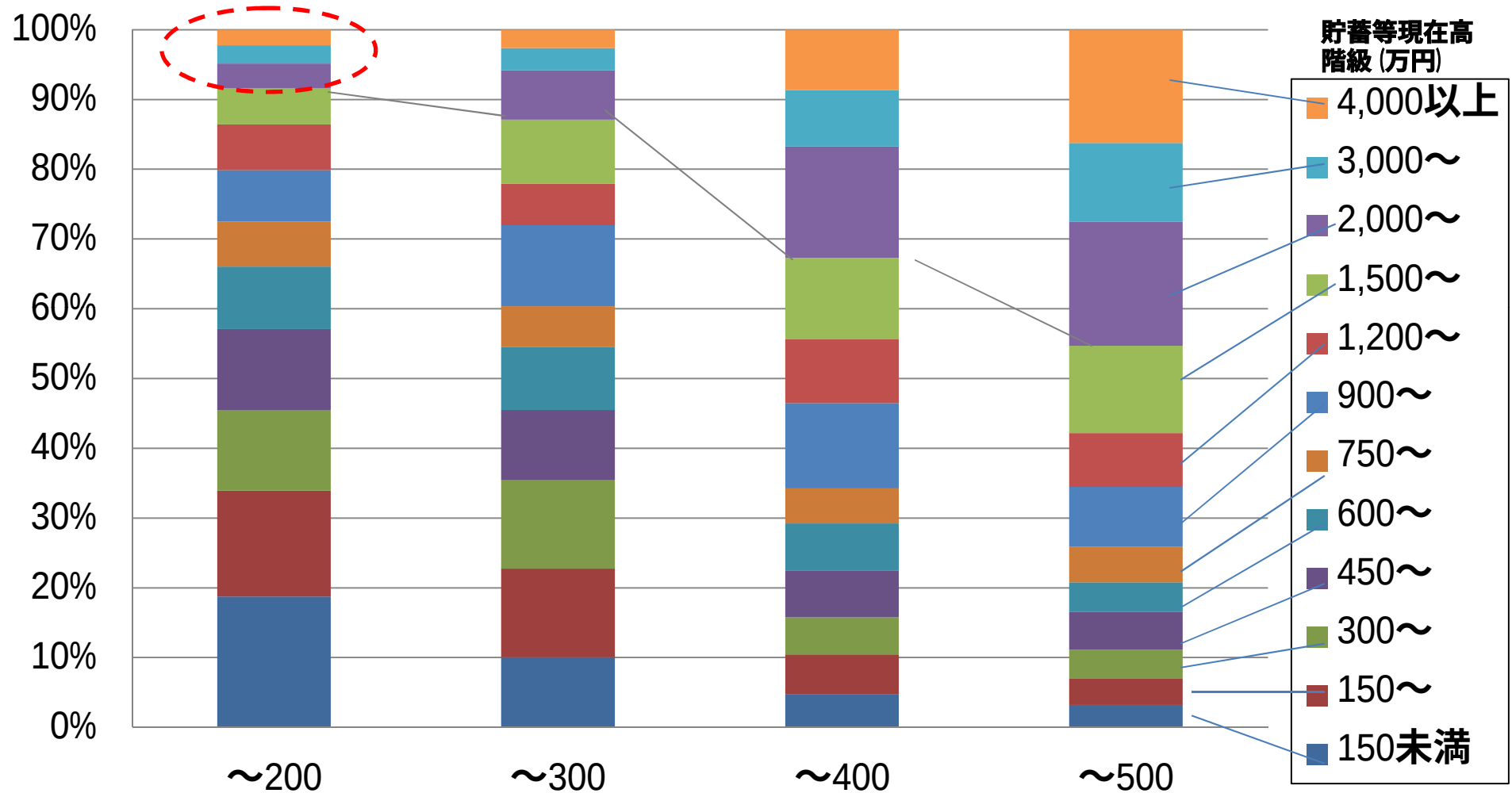
＜見直し案＞



高齢者世帯の貯蓄等の状況

(1) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入200万円未満の世帯で貯蓄等が2000万円以上の世帯の占める割合は約8%。

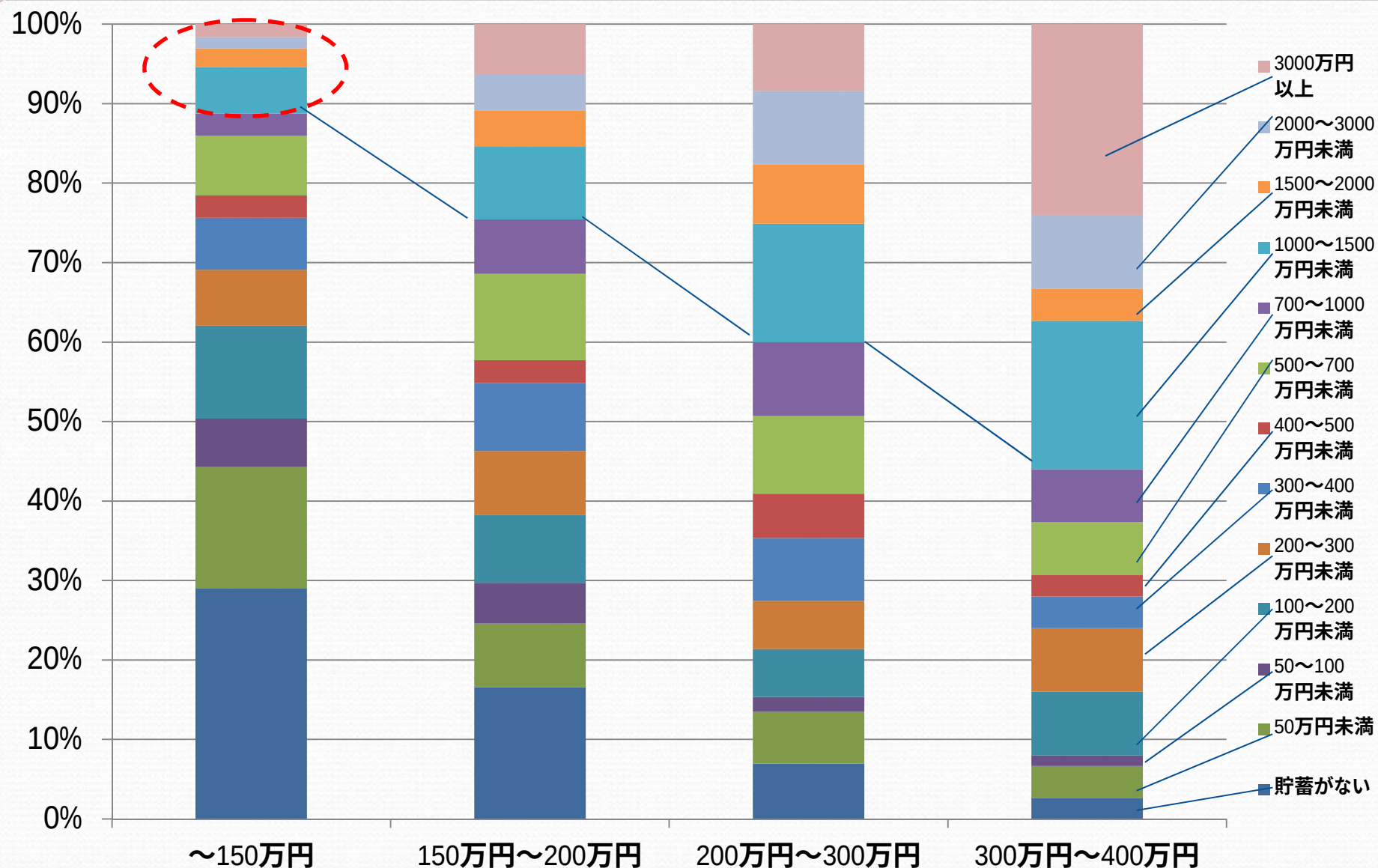


(注) 「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す (出典) 平成21年全国消費実態調査

(収入階級: 万円)

(2) 高齢者単身世帯の収入階級別の貯蓄等保有状況

○ 収入150万円未満の世帯で貯蓄等が1000万円以上の世帯の占める割合は11%。



(注) 「高齢者単身世帯」とは65歳以上の単身世帯を指す

(出典) 平成22年国民生活基礎調査を特別集計

その他

- **2025年を見据えた介護保険事業計画の策定**
- **サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用**
(平成27年4月以降の入居者から適用開始)
- **居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲**
(政令市においては、既に指定権限は移譲済み)
- **小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行**
(平成28年4月施行、施行から1年間の経過措置)